

山梨県公報

第二千四十三号

平成二十二年

五月二十四日

月 曜 日

目次

告示

救急病院等の認定

.....三三七

道路の区域変更(二件)

.....三三七

公告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十六件)

.....三三八

開発行為に関する工事の完了について

.....三三一

人事委員会

平成二十二年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更に
ついて

.....三三二

正誤

平成二十二年五月十四日付号外第四十号中

.....三三四

告示

山梨県告示第百八十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
次の病院を救急病院として認定した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田六千五百二十番地

二 認定期間

平成二十二年五月一日から平成二十五年四月三十日まで

山梨県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	新		旧	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡市川三郷町高萩字向村一〇三三番の九地先から 西八代郡市川三郷町高萩字向村一〇二四番の一地先まで	一四・二丁 二二・四	一九三・〇	一四・二丁 二二・四	一九三・〇
	九・〇 二二・四	二二〇・〇		

山梨県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年六月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧 敷地の幅員 (メートル)		新 敷地の幅員 (メートル)	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

中央市東花輪字清川五八一番の四地先から 中央市東花輪字清川五八一番の四地先まで	
新	旧
七・四 一四・四	七・四 一一・二 二四・〇
一四・〇	

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社伊勢工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上小河原町千七百七番地六
 - 3 破産管財人の氏名 藤巻俊一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五八二二〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社八ヶ岳電気

- 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町谷戸七千三百三十五番地
- 3 代表者の氏名 浅川憲一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五九九九号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 コマツ工房
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市玉川二百五十九番地九
 - 3 代表者の氏名 小松和富
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八二〇〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ペイントショップ佐野
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市下井尻三百十六番地十五
 - 3 代表者の氏名 佐野五男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八四七二号

- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 村松興業
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市東南湖四百二十三番地
 - 3 代表者の氏名 村松豊
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第四九五六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社健康住宅センター
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市曲輪田百四十九番地二
 - 3 破産管財人の氏名 松本成輔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第八七四〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 内藤工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市円野町上円井二千九百五十一番地五
 - 3 代表者の氏名 根岸功
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一九）第九二二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 土木工業舟久保
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地二丁目八番五号
 - 3 代表者の氏名 舟久保道男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四四四九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年五月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十八日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 望月工務店
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西千番地
- 3 代表者の氏名 望月光
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第一四七一号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年五月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 山梨塗装工業
- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山千野千三百二十一番地二
- 3 代表者の氏名 荻原駿
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第七八七四号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年五月二十四日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年五月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 地建工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町二千四百四十一番地一
- 3 代表者の氏名 松村公二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第一五九一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年五月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社甲信環境
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条八百十八番地六
- 3 代表者の氏名 早川英治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八四三四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十二年五月二十四日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月十九日 山梨県知事 横 内 正 明

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社帯那興業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上帯那町六百四十八番地
 - 3 代表者の氏名 神宮寺祐行
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九二五号
- 四 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年五月二十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 依田建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町下大島居三百十九番地
 - 3 代表者の氏名 内田一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第六六五号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年五月二十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社甲府明電舎
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市中橋八百二十五番地
 - 3 代表者の氏名 白山一美

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九〇三五号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年五月二十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年四月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社太建興業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町常葉三千三百二十三番地
 - 3 代表者の氏名 太田忠夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第七〇二四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年四月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十二年五月二十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 - 南都留郡富士河口湖町大石字小峰一三四七の一、一三四七の四、一三四八の一、一三四八の二、一三四九及び一三五〇の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 東京都新宿区西新宿二丁目四番一号 株式会社船井財産コンサルタンツ 代表取締役 蓮見 正純

人事委員会

● 平成二十二年山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について
平成二十二年山梨県職員等採用試験の職種別採用予定人員を次のとおりとする。
平成二十二年五月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

○平成22年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験の区分	試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書配布開始日	受付期間 【インターネット受付締切日】	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験	行政	37名程度	5月12日(水)	5月12日(水) ～5月28日(金) 【5月21日(金)】	6月27日(日)	9月3日(金)
	社会福祉Ⅰ	3名程度				
	社会福祉Ⅱ	13名程度				
	薬剤師	10名程度				
	栄養士	3名程度				
	警察事務	2名程度				
	化学	5名程度				
	農業	3名程度				
	林業	9名程度				
	総合土木	22名程度				
	建築	3名程度				
	電気	1名程度				
	保健師	6名程度				
	司書	1名程度				
	建築設備	2名程度				
研究(林業)	1名程度					
警察鑑定研究(心理)	1名程度					
職員採用初級試験	行政	1名程度	7月9日(金)	8月6日(金) ～8月27日(金) 【8月20日(金)】	9月26日(日)	11月12日(金)
	警察事務	1名程度				
資格免許職職員採用試験	臨床検査技師	4名程度	7月9日(金)	8月6日(金) ～8月27日(金) 【8月20日(金)】	9月26日(日)	11月12日(金)
	作業療法士	1名程度				
小中学校事務職員採用試験	学校事務	5名程度	7月9日(金)	8月6日(金) ～8月27日(金) 【8月20日(金)】	9月26日(日)	11月12日(金)
民間企業等職務経験者職員採用試験	行政	5名程度	5月12日(水)	5月12日(水) ～5月21日(金) 【5月21日(金)】	6月27日(日)	9月3日(金)
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度	7月9日(金)	8月6日(金) ～8月27日(金) 【8月20日(金)】	9月19日(日)	11月12日(金)

(※)試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(※)試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十二年五月十四日山梨県規則第二十七号（山梨県職業訓練手当支給規則及び山梨県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則）

三	上	十	から同規則	から、同規則
---	---	---	-------	--------